

魚種	漁法		規模等	区域	期間
(1) あゆ	友釣		掛針 イカリ1段4本以内 チラス2本 尾びれの端より7cm以内 <b>ルアー(擬似おとり)禁止</b> <b>リール禁止</b>	全域	6月1日以降で 組合が定める日～1 1月30日
	毛針釣	石川釣(ドブ釣)	石川針3本以内	安倍川、大河内えん堤上流端より上流の区域	6月1日以降で 組合が定める日 ～10月31日
	掛釣	ゴロ引		安倍川の狩野橋下流端から下流 安倍川大橋上流端に至る区域	9月1日 ～9月30日
	餌釣	流し毛針釣 (蚊針釣)	コマセ釣禁止 その仕掛も禁止 リール禁止  流し毛針については 7本以内	安倍川の竜西橋下流端から下流の区域 (足久保川出合より安倍川大橋上流端の区域は除く) 蘆科川の牧ヶ谷橋下流端から下流の区域 丸子川の国道150号線広野橋下流端から下流の区域 内牧川の静岡市葵区安倍口新田地先の躍動橋下流端から下流の区域 足久保川の飛沢橋下流端から下流の区域 油山川の葵区油山1038の鉄橋下流端から下流の区域 水見色川の株田橋上流端から上流の区域 新聞谷川の新聞大橋上流端から上流の区域	6月1日以降で 組合が定める日 ～11月30日
	毛針釣			安倍川の平野橋上流端より上流100mから上流大河内えん堤の区域 (ただし、支流は除く) 中河内川の玉川橋上流端から上流の区域 足久保川の飛沢橋下流端から上流の区域	8月16日 ～11月30日
			ラセン使用可 餌、コマセはシラスに限る  ラセンの長さは30mm以下、 直径は7mm以下、針は2本まで	足久保川、飛沢橋下流端より下流の区域 内牧川、静岡市葵区安倍口新田地先の躍動橋下流端から下流の区域 安倍川、足久保川出合より安倍川大橋上流端の区域	6月1日以降で組 合が定める日 ～10月10日
投網	※投網は組合員証と投網承認証所持者に限る		安倍川、曙橋下流端から下流の区域 蘆科川、バイパス蘆科川橋下流端から下流の区域 丸子川、国道150号線広野橋下流端から下流の区域	7月1日 ～11月30日	
(2) うなぎ	穴釣		針1本以内	全域	4月1日 ～9月30日
	置針 年鑑札保持 者に限る		針1本 5仕掛け以内		
うなぎは組合員のみとし、うなぎ承認証所持者に限る (1名につき5本以内・1本1,000円)					
(3) にじます あまご	餌釣 毛針釣	和式毛針釣(テンカラ)	1本針	黒俣川の相俣本橋上流端から清沢小学校正門までに至る漁業センター	1月1日 ～12月31日
				上記以外の区域	3月1日 ～9月30日
	毛針釣	フライ釣	1本針	安倍川の静岡市大河内えん堤上流端から上流の区域 足久保川の第3号床固工上流端から上流の区域 中河内川、上落合えん堤上流端より上流の区域 蘆科川、中部電力日向大川えん堤上流端より200m上流から上流の区域	3月1日 ～9月30日
				安倍川、曙橋上流端から上流大河内えん堤上流端までの区域 中河内川、安倍川本流との合流点から上落合えん堤上流端の区域 蘆科川、清沢橋上流端から中部電力大川えん堤上流端から200m下流の区域	3月1日 ～4月30日
			黒俣川の相俣本橋上流端から清沢小学校正門までに至る漁業センター	※あまご に限る	1月1日 ～12月31日
	ルアー釣	ルアー釣		安倍川、大河内えん堤上流端より上流の区域 中河内川、上落合えん堤上流端より上流の区域 蘆科川、中部電力日向大川えん堤上流端より200m上流から上流の区域	3月1日 ～9月30日
(4) おいかわ	餌釣 毛針釣	5月6日より鮎解禁日前 日まで全域禁漁	シラス、アメエビ禁止	安倍川本支流の竜西橋上流端から上流の区域 蘆科川本支流の清沢橋上流端から上流の区域	3月1日 ～10月31日
				安倍川本支流の竜西橋上流端から上流の区域を除く全域 蘆科川本支流の清沢橋上流端から上流の区域を除く全域	1月1日 ～11月30日